

2021年2月12日

各 位

会 社 名	株式会社セルシード
代表者氏名	代表取締役社長 橋本 せつ子 (コード番号：7776)
問合せ先	取締役 最高財務責任者 小野寺 純
電話番号	03-6380-7490

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び  
監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の定時株主総会での承認可決を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議しました。

また、これに伴い、同定時株主総会に付議する定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事をあわせて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 1. 監査等委員会設置会社への移行

### (1) 目的

現行の組織体制の合理化及び効率化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

### (2) 移行の時期

2021年3月26日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、同株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

## 2. 定款一部変更

### (1) 定款変更の目的

- ・監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて、監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものとします。
- ・経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を設けるものとします。
- ・機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、定款41条（剰余金の配当等の決定機関）及び第42条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて、内容が重複する現行定款6条（自己の株式の取得）、第47条（期末配当金）及び第48条（中間配当金）を削除するものとします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年3月26日(金)

定款変更の効力発生日 2021年3月26日(金)

3. 役員人事の内容

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役候補者

(2021年3月26日開催予定の定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
橋本 せつ子	代表取締役社長	代表取締役社長
小野寺 純	取締役 財務最高責任者	取締役 財務最高責任者
大江田 憲治	社外取締役	社外取締役

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2021年3月26日開催予定の定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
山口 十思雄	社外取締役 監査等委員	社外監査役
田路 則子	社外取締役 監査等委員	社外取締役
廣瀬 真利子	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

(2021年3月26日開催予定の定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
平林 直樹	補欠取締役 監査等委員	補欠監査役

(4) 退任予定監査役

(2021年3月26日開催予定の定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
砂押 正己	常勤監査役

\* 監査等委員である取締役候補者を除く

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第 7 条～第 17 条</u> (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) <u>第 18 条</u> (条文省略)</p> <p>(員数) <u>第 19 条</u> 当社の取締役は、6 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) <u>第 20 条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役の任期) <u>第 21 条</u> 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 (現行どおり)</p> <p>(自己の株式の取得) (削 除)</p> <p><u>第 6 条～第 16 条</u> (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) <u>第 17 条</u> (現行どおり)</p> <p>(員数) <u>第 18 条</u> 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、6 名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) <u>第 19 条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり) <u>④ 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> <u>⑤ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) <u>第 20 条</u> 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>③ 増員により、又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第 22 条</u> 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長を 1 名選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  <u>第 23 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第 24 条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)  第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>の任期の満了すべき時までとする。</p> <p><u>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。ただし、前条 4 項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第 21 条</u> 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から取締役社長を 1 名選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  <u>第 22 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役(監査等委員である取締役を除く)が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第 23 条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>第 24 条</u> 当社は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)  第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>	
<p>③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	
<p>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の開始の時までとする。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期満了前に退任した補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>  <u>② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償 責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
(新 設)	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の設置)</u>  <u>第 31 条 当社は監査等委員会を置く。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人  <u>第 42 条～第 44 条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人  <u>第 36 条～第 38 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計算  <u>第 46 条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計算  <u>第 40 条</u> (現行どおり)</p>
(新 設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>  <u>第 41 条 当社は剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項について、取締役会で定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(期末配当金)</u> 第 47 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>(中間配当金)</u> 第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金の除斥期間) 第 49 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 ③前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(期末配当金の除斥期間) 第 43 条 (現行どおり)</p> <p>附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 20 期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以上